

## 第2次呉市地域福祉計画の策定について

### 1 策定の趣旨

本市では、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図るため、令和4年3月に、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」といいます。）第107条第1項の規定による「市町村地域福祉計画」（以下「地域福祉計画」といいます。）として「呉市地域福祉計画」（以下「現計画」といいます。）を策定しました。

この度、現計画の計画期間が令和8年度で満了するため、令和9年度から令和13年度までの5年間の計画期間とする第2次呉市地域福祉計画（以下「次期計画」といいます。）を策定します。

なお、次期計画の策定に当たっては、呉市の最上位計画である「第5次呉市長期総合計画」（令和3年3月策定）や、令和7年3月に策定した「呉市こども計画」、令和8年度に策定予定の「呉市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」、「第6次呉市障害者基本計画」などの分野ごとの個別計画、広域的な観点から地域福祉計画の実施を支援するための「第2期広島県地域福祉支援計画」（令和6年3月策定）など、関係のある他計画との整合性を図ります。

また、現計画と同様に、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条第1項の規定による「成年後見制度利用促進基本計画」及び再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項の規定による「地方再犯防止推進計画」を包含した計画として、これらと一体的に策定します。

### 2 地域福祉計画

#### (1) 概要・位置付け

地域福祉計画は、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の内容や量、体制等について、庁内関係部局はもとより、多様な関係機関や専門職も含めて協議の上、目標を設定し、計画的に整備していくことを内容とするものです。

地域福祉計画の策定については、平成12年に法の一部改正により地域福祉の推進が基本理念の一つとして掲げられ、地域福祉計画の策定に各地方公共団体が主体的に取り組むことが定められました。

その後、平成29年6月の法の一部改正により、策定について任意とされていたものが努力義務とされるとともに、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

## (2) 地域福祉計画に記載すべき事項

地域福祉計画では、法第107条第1項の規定により、次に掲げる事項を一体的に定めることとされています。

- ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項

## (3) 地域福祉計画策定ガイドライン

国の技術的助言として、「「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」の改正について」（令和3年3月31日付け厚生労働省子ども家庭局長ほか通知）が発出され、本通知において、「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン」が示されており、同ガイドラインで示される内容を踏まえ、次期計画の策定作業を進めます。

## 3 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり

### (1) 地域共生社会とは

地域共生社会とは、ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定）において提案された理念で、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがいや地域を共に創っていく社会のことをいいます。

### (2) 地域共生社会の実現に向けた現計画策定後の国の動向

ア 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の一部改正（令和3年法律第56号による改正）（令和6年4月1日施行）

障害を理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、行政機関等と事業者は、事務・事業を行うに当たり、障害者から何らかの配慮を求められた場合には、過重な負担がない範囲で社会的障壁（障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で

障壁となるような社会における事物，制度，慣行，観念その他一切のもの）を取り除くために必要かつ合理的な配慮をすることを義務付けるとともに，国及び地方公共団体の連携強化を図るほか，障害を理由とする差別を解消するための支援措置を強化することが規定されました。

**イ 指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）等の一部改正（令和3年厚生労働省令第9号による改正）（令和6年4月1日から義務化）**

全ての介護サービス事業者（居宅療養管理指導及び特定福祉用具販売を除く。）を対象に，利用者の人権の擁護，虐待の防止等の観点から，虐待の発生又はその再発を防止するための対策を検討する委員会の開催，指針の整備，研修の実施，担当者を定めることなどが規定されました。

**ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）等の一部改正（令和3年厚生労働省令第10号による改正）（令和4年4月1日から義務化）**

全ての障害福祉サービス事業者等を対象に，障害者虐待防止の更なる推進のため，虐待の発生又はその再発を防止するため，虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催，研修の実施，担当者を定めることなどが規定されました。

**エ 孤独・孤立対策推進法（令和5年法律第45号）の制定（令和6年4月1日施行）**

孤独・孤立の問題は，単身世帯や単身高齢世帯の増加等によりさらなる深刻化が懸念されることから，国及び地方公共団体における総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため，孤独・孤立双方への社会全体での対応，当事者や家族等の立場に立った施策の推進，人と人との「つながり」を実感できるための施策の推進の基本理念に基づき，相談と支援をつなぐ相談支援体制の整備や孤独・孤立の状態となることの予防のための環境整備や緩やかな「つながり」を築ける「居場所」づくりなどを進めることが規定されました。

**オ 生活困窮者自立支援法等の一部改正（令和6年法律第21号による改正）（令和7年4月1日施行※一部は令和6年1月1日遡及適用，令和6年10月1日施行）**

単身高齢者世帯の増加等を踏まえ，住宅確保が困難な者への安定的な居住の確保の支援や，生活保護世帯の子どもへの支援の充実等を通じて，生活困窮者等の自立の更なる促進を図るため，居住に関する相談支援等を明確化し，入居時から退去時までの一貫した居住支援の強化や，将来的な自立に向け，早期から支援につながるよう，訪問等により学習・生活環境の改善，奨学金の活用等に関する情報提供や助言を行う子どもの貧困への対応などが規定されました。

カ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等の一部改正（令和6年法律第47号による改正）（令和6年10月1日施行※一部は令和6年6月12日施行）

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の「加速化プラン」に盛り込まれた施策の一つである「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」において、「家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者」（以下「ヤングケアラー」といいます。）として国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象にヤングケアラーが明記されました。

キ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）等の一部改正（令和7年法律第29号による改正）（令和7年10月1日施行）

虐待を受けた児童等への対応の強化を図り、こどもや保護者が不安を抱えることなく安心して保育所等に通い、こどもを預けられるような環境を整備していくため、保育所等の職員による虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報を義務付けることなどが規定されました。

#### 4 次期計画の基本理念及び基本目標

現計画の基本目標を継承しつつ、地域共生社会の実現に向けた地域づくりに関する国の動向を踏まえ、次のとおり次期計画の基本理念及び基本目標を設定するとともに、基本目標の実現に向けた取組を定めます。

##### (1) 基本理念（案）

現計画の基本理念
誰もが、住み慣れた地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち

次期計画の基本理念（案）
誰もが、日常暮らす地域で健やかに安心して暮らし続けることができるまち

(2) 基本目標と目標の実現に向けた取組（案）

現計画の基本目標及び取組内容	次期計画における対応項目	次期計画の基本目標及び取組内容（案）
<p>1 地域福祉の意識醸成と基盤づくり</p> <p>(1) 地域福祉の意識醸成</p> <p>(2) 地域を担う人材の育成</p> <p>(3) 地域活動の活性化</p>	<p>1</p> <p>4 (1)</p>	<p>1 地域福祉の意識醸成と支え合いによる地域づくりの促進</p> <p>(1) 地域福祉の意識醸成</p> <p>(2) 自ら取り組む健康づくりの推進</p> <p>(3) 地域活動の活性化</p> <p>(4) 地域住民が関わり合う交流の促進</p> <p>(5) 地域における支え合いの推進</p>
<p>2 支え合いの地域づくり</p> <p>(1) 地域住民が関わり合う交流の場づくり</p> <p>(2) 自分らしく社会参加できる地域づくり</p> <p>(3) 地域における支え合いの推進</p>	<p>1</p> <p>1 (4)</p> <p>1 (5)</p>	<p>2 地域福祉を支える体制の充実</p> <p>(1) 包括的な支援体制の充実</p> <p>① 包括的な相談支援体制の充実と多様な機関との連携強化</p> <p>ア 高齢者の相談支援体制の充実</p> <p>イ 障害者福祉施策の推進</p> <p>ウ 妊産婦とこども施策の推進</p> <p>エ ケアラー支援</p> <p>オ 生活困窮者への支援</p> <p>カ 孤独・孤立対策</p> <p>② 訪問支援等による継続的サポート</p> <p>③ 社会参加の支援</p> <p>④ 地域づくりに向けた支援体制の充実</p>
<p>3 あらゆる福祉サービスの推進</p> <p>(1) 高齢者・障害者の推進</p> <p>(2) 健康な地域づくりの推進</p> <p>(3) 地域ぐるみでの子育ての支援</p> <p>(4) 防犯・防災対策の充実</p>	<p>2 (1)①ア, イ</p> <p>1 (2)</p> <p>2 (1)①ウ</p> <p>3 (3)</p>	
<p>4 包括的な支援体制の整備</p> <p>(1) 重層的支援体制の整備</p> <p>(2) 包括的な(属性を問わない)相談支援</p> <p>(3) 相談支援の中核機能（多機関協働事業）</p> <p>(4) アウトリーチを通じた継続的支援</p> <p>(5) 社会参加の支援</p> <p>(6) 地域づくりに向けた支援</p>	<p>2</p>	

現計画の基本目標及び取組内容	次期計画における対応項目	次期計画の基本目標及び取組内容（案）
(第5章 成年後見制度の利用促進)	3 (1)②	3 尊厳を守り、安心して暮らせる環境整備（権利擁護・安全・防災） (1) 権利擁護の取組の支援 ①虐待防止に関する取組の支援 ②呉市成年後見制度利用促進基本計画の推進 (2) 再犯防止に関する取組の支援 (3) 安全・安心に暮らす体制づくり ①地域防災の取組 ②地域福祉サービスの充実
(第6章 再犯防止の推進)	3 (2)	
	1 (2)	4 地域福祉を担う基盤づくり（持続可能性） (1) 地域福祉を担う人材の育成と確保
	新規	5 心のバリアフリーの促進 (1) 他者に対する思いやりの心の醸成 (2) ソーシャルインクルージョンの促進 (3) 新たな情報共有の仕組みづくりの促進

## 5 計画の推進体制

次期計画は、呉市社会福祉協議会やあらゆる福祉分野で活躍する地域活動団体や社会福祉事業者等から成る「呉市保健福祉審議会」において、様々な立場から幅広く意見や助言を頂きながら策定作業を進めます。

また、次期計画の策定後も定期的に次期計画の進捗状況の確認・共有や検討を行い、P D C Aサイクルに基づき計画の推進に努めます。

## 6 今後のスケジュール

